

米国税務最新動向

2018年3月

アーンスト・アンド・ヤングLLP パートナー
野本 誠

2017年度APA統計を発表

3月30日、IRSは、2017年度分の移転価格事前確認（APA）プログラムに関する統計を発表しました。

件数：

	2017年				累計 (1991年～)	
	米国内	二国間	多国間	合計		
申請件数	14	86	1	101	2,346	
締結件数	新規	8	37	1	46	1012
	更新	22	48	0	70	701
審査中件数 (年度末)	新規	28	188	6	222	N/A
	更新	29	133	2	164	N/A
破棄件数	0	0	0	0	11	
申請取下件数	1	6	1	8	232	

平均審査期間(月)：

	新規	更新	全体
米国内	40.4	28.7	32.6
二国間	46.9	37.3	41.5
全体	45.5	34.7	39.1

2016年から2017年にかけては、申請件数が98件から101件とほぼ横ばいで推移する一方、締結件数は86件から116件へと増加しました。年度末での審査中件数は、398件から386件とやや減少しました。

2016年度中に締結された二国間APAは、38パーセントが日米間のものとなっており、2位のインド(21%)、3位のカナダ(20%)を引き離しています。

IRS：5つの新たな税務調査キャンペーンを開始

3月13日、IRSの大規模事業者・国際(LB&I)部門は、5つの新たな税務調査キャンペーンを開始すると発表しました。これは、2017年1月に13の特定の税務上の問題点を対象としたキャンペーンを開始し、11月に11のキャンペーンを追加したことに続くもので、合計29のキャンペーンが実施されることとなります。

今回追加された5つのキャンペーンは、パススルー事業体関連が3つ、それ以外のものが2つとなっています。

パススルー事業体関連：

- ・ 自営業者税：最近の複数の判例に反し、リミテッド・パートナーやLLCのメンバーが持分所得を自営業者税の対象外としているケースの取り締まりと申告書作成者等への周知徹底。
- ・ 申告を停止しているパートナーシップ：パートナーシップが申告を停止した後も経済活動を行い、これらについて申告を行っていないケースの取り締まり。
- ・ パートナーシップ持分の売却：譲渡損益が適正に申告されていないケースの取り締まり。

その他：

- ・ 非課税のスピンオフ取引に関連する費用：取引費用が適正に資産計上されていないケースの取り締まり。
- ・ 建物の部分的除却：除却損益が適正に申告されていないケースの取り締まり。

ニュージャージー州租税裁判所：外国法人の米国外所得は州法人税課税対象外

3月19日、ニュージャージー州租税裁判所は、外国法人の連邦法人税の課税対象となっていない米国外所得は州法人税の課税対象外であるとの判決を下しました (Infosys Limited of India Inc. v. Director, Div. of Taxation, No. 012060-2016)。

外国法人の場合、連邦法人税法上の課税所得は、米国内事業活動に実質的に関連する所得に限定されていますが、ニュージャージー州法の条文によれば、州法人税法上の課税所得の計算の起点は連邦法人税法上の課税所得とされており、これに連邦法人税法上課税対象となっていない米国外の非実質関連所得を加算する規定はありません。一方で、州税務当局は、州法人税法上の課税所得は法人のすべての源泉からの所得を含み、全世界所得が課税対象となるとの立場を採っています。

州租税裁判所は、過去の判例 (International Business Machines Corp. v. Director, Div. of Taxation, 26 N.J. Tax 102 (Tax 2011)) において、税務当局の主張を退け、外国法人に対する全世界所得課税は認められないとの判断を示していました。今回の判決では、州税務当局が判例の見直しを求めたのに対し、議会が法改正の意思を示していないこと等を理由に、過去の判例を踏襲する判断が下されています。

ニューヨーク州・市税務当局：関連者グループの合算申告選択取り下げ申請を受付

3月22日、ニューヨーク州税務当局は、2015年および2016年の申告書上で行われた関連会社グループの資本関係に基づく合算申告の選択取り下げ申請を2018年6月1日まで受け付けることを発表しました。ニューヨーク市税務当局も3月29日に同様の発表を行っています。

2015年1月1日以降に開始する課税年度において、50%超の資本関係を有する関連会社グループが共同で単一事業(ユニタリー・ビジネス)を営んでいる場合には、ニューヨーク州・市法人税の合算申告を行わなければなりません。ユニタリー・ビジネスを営んでいない場合でも、50%超の資本関係のみに基づいて合算申告を選択することが認められています。ただし、資本関係のみに基づく合算申告を一旦選択すると7年間継続しなければなりません。

また、この選択を行った場合、連邦法人税の連結納税を行っているか否かに拘らず、外国に共通親会社を有する米国内の兄弟会社等、50%超の資本関係で繋がっている法人はすべて合算申告に含めなければなりません。

今回の発表によれば、ニューヨーク州・市の税務当局は、資本関係のみに基づく合算申告の選択手続がなされたにも拘らず、50%超の資本関係で繋がっている法人のすべてが合算申告に含まれていないケースが見受けられ、その多くは連邦法人税法上の連結納税グループに属する法人のみで合算申告を行っていました。

こうした誤解への対応として、ニューヨーク州・市税務当局は、2015年もしくは2016年に連邦法人税法上の連結グループに属する法人によって資本関係のみに基づく合算申告の選択が行われており、それ以外の法人が合算申告に含まれていない場合に限り、2018年6月1日まで選択の取り下げを受け付けるとしています。選択を取り下げるためには、50%超の資本関係を有し、かつユニタリー・ビジネスを営んでいる法人による合算申告書を提出するとともに、合算申告から除外される法人は単体申告書を提出し、2018年6月1日までに修正申告を完了する必要があります。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等ございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EY について

EY は、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY 税理士法人について

EY 税理士法人は、EY メンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180921

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY 税理士法人及び他の EY メンバーファームは、皆様本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp